

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第60号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2佐竹史料館協議会委員の項の次に次のように加える。

上下水道事業経営審議会委員	日額 10,000円
---------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。